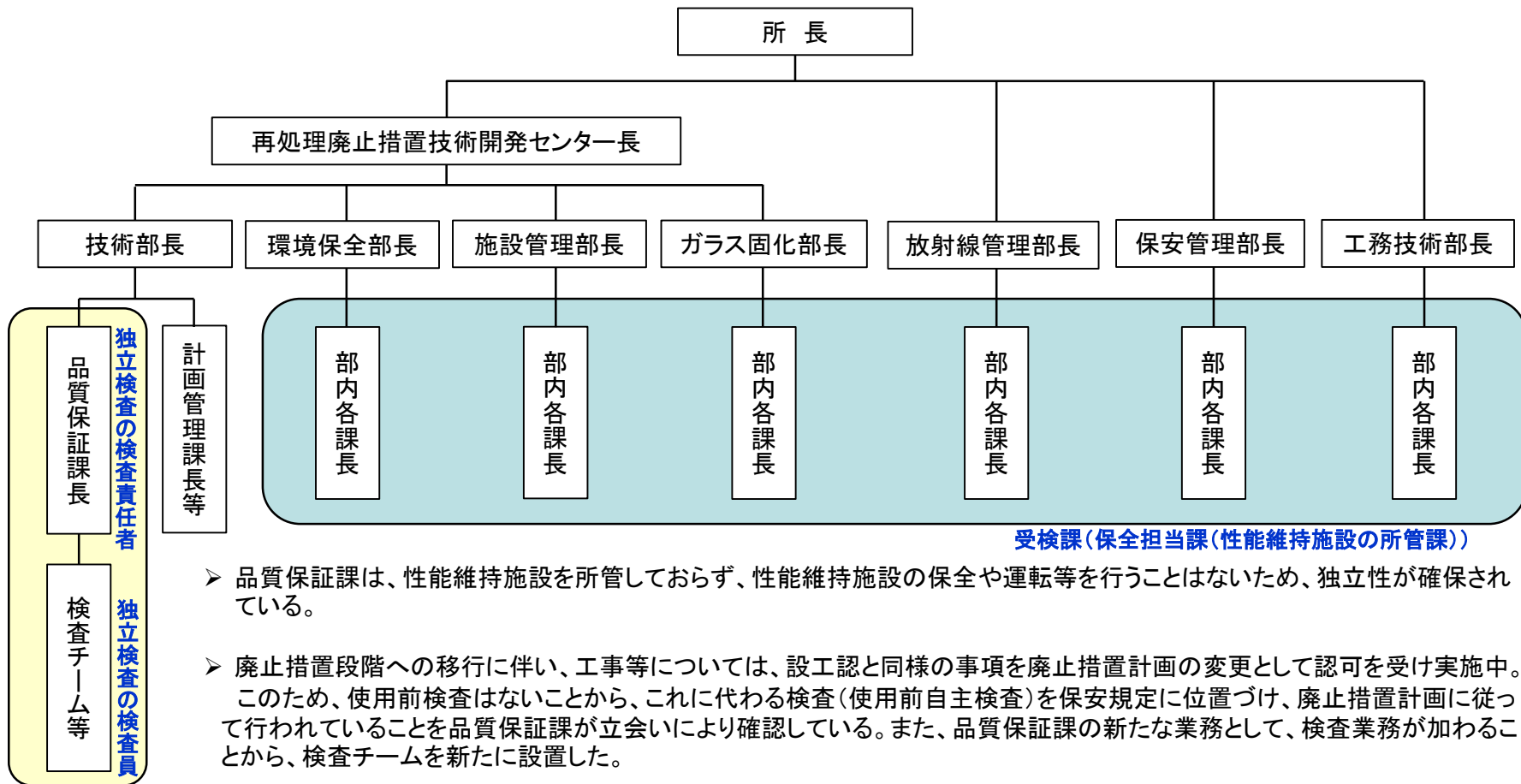


新検査制度における独立検査体制(東海・再処理施設)



- 品質保証課は、性能維持施設を所管しておらず、性能維持施設の保安や運転等を行うことはないため、独立性が確保されている。
- 廃止措置段階への移行に伴い、工事等については、設工認と同様の事項を廃止措置計画の変更として認可を受け実施中。このため、使用前検査はないことから、これに代わる検査(使用前自主検査)を保安規定に位置づけ、廃止措置計画に従って行われていることを品質保証課が立会いにより確認している。また、品質保証課の新たな業務として、検査業務が加わることから、検査チームを新たに設置した。
- 検査チームは、チームリーダー1名、兼務者14名を配置。なお、兼務者は、本務元に係る検査を行わないことを手引書に記載し、検査案件ごとに、本務元、力量などを確認の上、検査員を指名。
- 新検査制度への移行に伴う保安規定変更において、品質保証課が独立検査組織として定期事業者検査及び使用前自主検査を行うことを明記する予定(使用前自主検査(使用前事業者検査に代わる検査)は既に規定しているが、規則改正を踏まえて一部見直す予定)。